

第 38 号議案

足立区立プチテラス条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 24 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区立プチテラス条例

(目的)

第 1 条 まちの緑化の推進、良好な景観形成及び安全性の向上を図り、区民の憩い及びコミュニティ醸成の用に供するため、区立プチテラス(以下「プチテラス」という。)を設置する。

(規模)

第 2 条 プチテラスの面積は、原則として 300 平方メートル未満とする。

(設置、変更、廃止等)

第 3 条 区長は、プチテラスの設置に際しては、その名称、位置及び区域並びに供用開始日を告示する。

2 区長は、プチテラスの名称、位置若しくは区域を変更し、又はプチテラスを廃止するに際しては、当該プチテラスの名称、位置及び変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を告示する。

(閉園日及び開園時間)

第 4 条 区長は、プチテラスの維持管理上必要と認めるプチテラスについて、プチテラスの閉園日及び開園時間を定めることができる。

(行為の制限)

第 5 条 プチテラス内では、次の行為をしてはならない。ただし、第 1 号から第 7 号まで及び第 10 号については、あらかじめ区長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) プチテラスの原状を変更し、又は目的外に使用すること。

- (2) 植物を採集し、又は損傷すること。
- (3) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 広告物、看板等を掲示し、又は工作物その他の物件若しくは施設（以下「工作物等」という。）を設置すること。
- (5) 自動車等を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (6) 物品販売、業として写真又は映画を撮影すること。
- (7) 興行を行うこと、その他の営業行為をすること。
- (8) プチテラス内の土地又は工作物等を損傷すること。
- (9) ごみ、その他の汚物を捨てること。
- (10) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (11) 前各号のほか、プチテラスの管理に支障がある行為をすること。

（使用の禁止又は制限）

第 6 条 区長は、プチテラスの維持管理上必要と認めるときは、プチテラスの使用を禁止し、又は制限することができる。

（占有許可）

第 7 条 プチテラスを占有しようとする者は、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

（占有期間）

第 8 条 プチテラスの占有期間は、3年を超えない範囲内において許可する。これを更新するときの期間についても、同様とする。

（占有料）

第 9 条 プチテラスの占有の許可を受けようとする者からは、別表に定める占有料を徴収する。

（占有料の徴収方法）

第 10 条 前条の占有料の徴収方法は、別に定める。

（権利の譲渡禁止）

第 11 条 プチテラスの占有の許可を受けた者は、その権利を他人に譲

渡し、又は転貸することができない。

(占用料の還付)

第 1 2 条 既納の占用料は還付しない。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、その一部又は全部を還付することができる。

(1) 占用者の責に帰さない理由により、使用不能となったとき。

(2) 占用者が規則で定める日までに占用の取消しを申し出たとき。

(3) その他区長が還付を適当と認めたとき。

(占用料の免除)

第 1 3 条 区長は、相当の理由があると認めるときは、占用料を減額し、又は免除することができる。

(監督処分)

第 1 4 条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはプチテラスからの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) プチテラスに関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) プチテラスの保全又は区民のプチテラスの使用に著しい支障を生じた場合

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、プチテラスの管理上の理由以外

の理由に基づく公益上やむを得ない必要を生じた場合

(原状回復及び損害賠償)

第15条 区長の許可を得て、プチテラスに工作物等を設けた者は、その許可の期間満了後直ちに設置した工作物等を撤去し、プチテラスを原状に回復しなければならない。

2 区長は、プチテラスの土地又は工作物等を不当に損壊した者に対し、原状に回復することを要求するものとする。

3 相手方が前項の要求に応じないときは、区長は、相手方に代わりこれを回復し、その回復に要した費用及び損害額を賠償させることができる。

4 区長は、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが困難な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

種別		単位	占用料
電柱	本柱・支柱・支線	1本 1月	1,377円
標識等		1本 1月	816円
水道管	外径0.4メートル未満のもの	1メートル 1月	122円
下水道管			306円
ガス管			612円
	外径1メートル以上のもの		
電線	架空電線	1メートル 1月	102円

	地下電線	外径 0.4メートル未満のもの		122 円
		外径 0.4メートル以上 1メートル未満のもの		306 円
		外径 1メートル以上のもの		612 円
鉄塔		1 平方メートル	1 月	1,020 円
変圧塔、マンホールの類		1 箇所	1 月	1,020 円
郵便差出箱又は信書便差出箱				408 円
公衆電話所				1,020 円
地下の占有物件	地下露出部分		1 平方メートル	721 円
	地下部分		1 月	306 円
高架の占有物件		1 平方メートル	1 月	510 円
写真撮影のための常時占有		撮影機 1 台	1 月	8,160 円
写真撮影のための臨時的な占有		1 時間		1,445 円
映画、テレビ及びビデオ撮影のための臨時的な占有				1 万 2,750 円
天体、気象又は土地の観測施設		1 平方メートル	1 月	823 円
その他の占有	競技会、集会等		1 平方メートル	34 円
	その他の場合		1 日	34 円

備考

- 1 期間が1月に満たない端数は、1月とみなす。
- 2 時間が1時間に満たない端数は、1時間とみなす。
- 3 長さが1メートルに満たない端数は、1メートルとみなす。
- 4 面積が1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとみなす。
- 5 写真撮影を伴わない録音は、写真撮影の場合に準ずる。
- 6 競技会、集会等とは、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをいい、その催しに設けられる仮設工作物を含む。

(提案理由)

プチテラスを設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。